

富山大学医学部第三内科同門会会則

第1条 名称

本会は富山大学医学部第三内科同門会と称する。

第2条 会員

本会は以下の会員をもって構成する。

名誉会員：歴代の主任教授

顧問：現教室の主任教授

正会員：富山大学医学部第三内科に在籍するか、在籍した医師

準会員(I)：正会員以外で、同門会に参加を希望する医師および関連病院の職員

準会員(II)：富山大学医学部第三内科に在籍する、あるいは在籍した、医師以外の者

準会員(III)：富山大学附属病院第三内科病棟に在籍する、医師以外の職員および第三内科病棟看護師長経験者

第3条 目的

本会は会員相互の親睦を図り、あわせて医学、医療の向上、進展に寄与することを目的とする。

第4条 役員

① 役員構成

本会には下記の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：3名
- (3) 幹事長：1名
- (4) 幹事：15名程度
- (5) 会計：1名
- (6) 監事：2名
- (7) 相談役：若干名

② 役員を選任

- (1) 役員は総会において選任する。
- (2) 会長は幹事会推薦により学外から選出し、総会において承認する。
- (3) 副会長は会長の指名による。1名は現教室の准教授あるいは講師とする。
- (4) 幹事長は幹事の互選により、学外より選任される。
- (5) 幹事は正会員から5卒業年次学年ごとに1名以上を役員会で推薦し、総会にて承認を得る。
- (6) 現教室の医局長、副医局長、学内幹事の各1名は幹事となる。

(7) 相談役は会長が選任し、総会において承認を得る。

③ 任務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故などにより職務を遂行できない時は、会長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事を統括し、会務を執行する。
- (4) 幹事は同門会活動やその他の運営に当たる。
- (5) 監事は会計監査を行う。

④ 役員会

役員は、役員会を組織して、会務の重要事項を決定する。

⑤ 任期

- (1) 役員の任期は3年間とするが再任を妨げない。
ただし、会長は2期、6年を超えないことを原則とする。
- (2) 補欠による役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- (3) 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を解
かれない。

第5条 支部

- (1) 本会はその目的の達成のため支部を置くことができる。
- (2) 支部は支部長を選出する。

第6条 会計と会費

会員は総会により定められた会費を納めるものとする。
ただし、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7条 会議

本会は年1回、総会、講演会およびその他必要な事業を行う。

第8条 会則訂正

会則の訂正は総会の承認を必要とする。

第9条 事務局

本会事務局は富山大学医学部第三内科に置く。

附則

本会則は、平成8年11月16日制定、施行する。
平成21年11月21日一部改正、施行する。
平成23年11月12日一部改正、施行する。
令和1年11月16日一部改正、施行する。